第10回 先進医療専門家会議 議事次第

日時: 平成18年5月12日(金) 10時00分~

会場:三田共用会議所3階のB~E会議室

議題

- 1. 先進医療の科学的評価(3月受付分)について
- 2. 先進医療の届出状況(4月受付分)について
- 3. その他

先 - 1 18.5.12

先進医療の届出状況について(3月受付分)

整理番号	先進医療名	適応症	先進医療費用 (自己負担)	特定療養費 (保険給付)	技術の 概要	受付日
28	仙骨表面治療的電気刺激療法	頻尿·尿失禁	1万3千円(1月目) 9千円(2月目以降)	4千円 (通院3日間)	_	
29	培養骨髄細胞移植の併用による脚延長術	軟骨無形成症、軟骨低形成症、脚長不等、プロント病	22万7千円 (1回)	454万9千円 (入院263日間)	_	平成18年
30	子宮動脈塞栓術による子宮筋腫治療	過多月経、月経困難症などの症状を有する 子宮筋腫症例のうち、外科的治療を希望し ない症例又は合併症のため手術不能な症 例	21万円 (1回)	13万9千円 (入院2日間)	_	3月15日
31	先天性心疾患診断確定を目的とした胎児心 エコー検査	産科スクリーニング胎児超音波検査におい て心疾患が強く疑われる症例	8千円 (1回)	3万9千円 (入院2日間)	別紙	

先進医療として届出のあった新規技術(3月受付分)に対する事前評価結果等について

整理番号	先進医療名	事前評価 担当構成員	総評	適応症(審査結果)	その他 (事務的対応等)	評価の 詳細
28	仙骨表面治療的電気刺激療法	_	_		当該技術に係る医療機 器が薬事法上の適応外 使用に該当。	_
29	培養骨髄細胞移植の併用による脚延長術	_ `	_	_	当該技術に係る薬材(トロンビン)が薬事法上の 適応外使用に該当。	-
30	子宮動脈塞栓術による子宮筋腫治療	_	-	_	当該技術に係る薬材(スポンゼル)が薬事法上の 適応外使用に該当。	_
31	胎児心超音波検査	田中 憲一	適	産科スクリーニング胎児超音波検査に おいて心疾患が強く疑われる症例	_	別紙

先進医療の名称

胎児心超音波検査

適応症

産科スクリーニング胎児超音波検査において心疾患が強く疑われる症例

内容

(先進性)

これまで、胎児の児の生命予後に大きな影響を与える先天性心疾患については、出生後にしか診断が行われず、適切な周産期管理が行われていなかった。

胎児の先天性心疾患の診断確定を目的とした心超音波検査を施行することにより、出生前より先天性心疾患の診断が可能となり、児の周産期管理が改善する。

(概要)

超音波診断装置の著しい進歩のために、胎児でも心臓の解剖学的および機能的な診断が可能となった。

母体の腹壁に超音波プローブを密着させ、超音波を腹壁、子宮壁および羊水を通過させて、胎児の心臓を抽出する。

胎児心超音波検査を施行するには、胎児循環器の解剖、生理、及び胎児心臓に特有の断面に対する理解が必要となる。

胎児心臓の断面を可能な限り明瞭に抽出した上で、従来の心超音波検査と同様にMモード、カラードップラー、パルスドップラー、連続波ドップラーなどを用いて診断を行う。

(効果)

胎児心超音波検査により先天性心疾患の診断確定が可能となり、適切な周産期管理を 行うことができる。

(先進医療に係る費用)

先進医療に係る費用(自己負担) 8 千円 (1回) 特定療養費(保険給付分) 3 万 9 千円 (入院 2 日間)

事前評価担当 田中 憲一 構成員

先進技術としての適格性

_	進 医 名	療称	胎児心超音波検査
適	応	症	A. 妥当である。 B. 妥当でない。(理由及び修正案:)
有	効	性	A. 従来の技術を用いるよりも大幅に有効。 B. 従来の技術を用いるよりもやや有効。 C. 従来の技術を用いるのと同程度、又は劣る。
安	全	性	A. 問題なし。(ほとんど副作用、合併症なし) B. あまり問題なし。(軽い副作用、合併症あり) C. 問題あり(重い副作用、合併症が発生することあり)
技成	術熟	的度	A. 当該分野を専門とし経験を積んだ医師又は医師の指導下であれば行える。 B. 当該分野を専門とし数多く経験を積んだ医師又は医師の指導下であれば行える。 C. 当該分野を専門とし、かなりの経験を積んだ医師を中心とした診療体制をとっていないと行えない。
(社	会的妥合的价格。	侖理	A. 倫理的問題等はない。 B. 倫理的問題等がある。
現普	時点 ~		A. 罹患率、有病率から勘案して、かなり普及している。 B. 罹患率、有病率から勘案して、ある程度普及している。 C. 罹患率、有病率から勘案して、普及していない。
効	率	性	既に保険導入されている医療技術に比較して、 A. 大幅に効率的。 B. やや効率的。 C. 効率性は同程度又は劣る。
	来の保の必		A. 将来的に保険収載を行うことが妥当。 B. 将来的に保険収載を行うべきでない。
総		評	総合判定: 適 · 否

当該技術の医療機関の要件(案)

	I. 実施責任医師の要件	
診療科	要(小児科、循環器科、又は産科)	
資格	要(小児科専門医、循環器専門医、又は産婦人科専門医)	
当該診療科の経験年数	5年以上	
当該技術の経験年数	1年以上	
当該技術の経験症例数	20例以上	
その他		
Coole	Ⅱ. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数	要(常勤医師1名以上)	
他診療科の医師数	要(産科医師2名以上)	
看護配置	不要	
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	不要	
病床数	要(1床以上)	
診療科	要(小児科、循環器科、又は産科)	
当直体制	要	
緊急手術の実施体制	要	
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	不要	
院内検査(24時間実施体制)	要	
医療機器の保守管理体制	要	
倫理委員会による審査体制	要	
医療安全管理委員会の設置	要	
医療機関としての当該技術の実施 症例数	要(5症例以上)	
その他		
Ⅲ. その他の要件		
頻回の実績報告	不要(年1回の実績報告)	
その他		

先 - 2 18.5.12

先進医療の届出状況について(4月受付分)

4月に保険医療機関からの先進医療の届出はなし